徳島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
1	鳴門池田	美馬市美馬町字竹ノ内二一八番一地先から同番一地先まで	五一・二	令和六年十一月十九日
2		二三七		